

第 5 期高砂市地域福祉計画等策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第 5 期高砂市地域福祉計画等策定業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

第 5 期高砂市地域福祉計画等策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別に定める仕様書を基準とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額（契約限度額） 9, 152, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 4, 422, 000 円

令和 9 年度 4, 730, 000 円

※委託費の支払は各年度末に行うため、内訳が分かるように提出すること。

2 参加条件

(1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 高砂市契約規則（平成 7 年高砂市規則第 3 号）第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 高砂市指名停止基準（平成 6 年高砂市訓令第 13 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 法人税、消費税、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していない者であること。

- キ 受付開始日から過去5年間において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する業務実績を有する者であること。
- ク 仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ケ 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

3 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、第5期高砂市地域福祉計画等策定業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は、次の選定方法により受託者を選定する。

1次選考：提出書類の書類審査

2次選考：1次選考入選者によるプレゼンテーション及び選定委員による質疑（プレゼンテーション30分程度、質疑10分程度）

4 企画提案スケジュール

(1) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

ア 受付期間

令和8年4月13日（月）から同月21日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

イ 受付場所

高砂市福祉部地域福祉課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

ウ 提出方法

持参、郵送（書留又は簡易書留に限る。）又は宅配便により提出する（提出期限必着）。宅配便で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(2) 1次選考

令和8年4月下旬予定

(3) 2次選考（1次選考入選者によるプレゼンテーション）

令和8年5月12日（火）予定

※時間及び場所の詳細は、1次選考入選者に対し後日連絡する。

※総括責任者及び業務担当（責任者）は、必ず出席すること。

※1次選考及び2次選考の評価基準は、別添のとおりとする。

(4) 受託候補者との協議

決定した受託候補者と本業務について協議を行うものとし、協議が整った場合は、随意契約の方法により契約を締結する。契約の締結に至らなかった場合は、この公募型プロポーザルにおける当該受託候補者の次点者を新たな受託候補者として、協議を行う。

(5) 契約の締結

令和8年5月下旬の契約締結を予定している。

なお、契約金額が500万円以上となる場合は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として市に納めなければならない（原則として履行保証保険に加入することとし、これをもって保証金の納付に代えるものとする。）。

5 提出書類

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 誓約書（様式第2号） | 1部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 | 1部 |
| (4) 市税完納証明書（高砂市内に本店又は事業所がある者のみ） | 1部 |
| (5) 会社概要（様式任意） | 8部 |
| (6) 過去5年間の業務実績（様式第3号） | 8部 |
| (7) 本業務の実施体制（様式第4号） | 8部 |
| (8) 企画提案書（様式任意） | 8部 |

A4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

ア 表紙に「第5期高砂市地域福祉計画等策定業務 提案書」及び「法人名」を明記すること。

イ 提案書は、「アンケート調査業務」と「計画策定業務」に分けて作成すること。

ウ 国の指針を参考としつつ、アンケート調査や計画策定の際に他に提案できる項目等がある場合は、その意図やメリット等を含め記載すること。

エ 個人情報の取扱いについて記載すること。

オ 仕様書で定める各項目について記載すること。

(9) 見積書及び内訳書（様式任意） 正本1部、副本7部

ア 積算根拠を明らかにすること。

イ 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。

ウ 見積書には当該法人の印及び代表者印を押印すること。

6 質疑応答について

この要領又は仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書（様式第5号）により、次の

期日までに電子メールで提出するものとする（電子メールのタイトルは、「第5期高砂市地域福祉計画等策定業務に関する質疑について」とすること。）。

なお、回答に関しては、質問者に対し電子メールで回答を行うほか、市ホームページで公開する。

質疑書提出期限 令和8年4月16日（木）正午（必着）

回答書配付期限 令和8年4月17日（金）午後5時

7 結果通知

選考結果については、後日参加者全員に通知する。

8 その他

- (1) 受託者の選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、応募者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) この公募型プロポーザル実施に関して応募者が必要とする費用は、全て応募者の負担とする。

[提出先及び問合せ先]

高砂市福祉部地域福祉課

担当者：濱田・多田

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-441-9006（直通）

FAX：079-443-3144

E-mail：tact2520@city.takasago.lg.jp